

平成28年11月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成28年11月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成28年11月1日(火)午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第26号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 報告第16号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する臨時代理の報告について
 - 報告第17号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第26号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 2 報告第16号 市長の権限に属する事務の補助執行に関する臨時代理の報告について
 - 報告第17号 市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他
 - (1) 平成28年9月市議会定例会について
 - (2) 市川市幼児教育振興審議会からの答申について
 - (3) 平成28年度「新成人の集い」(成人式)について
 - (4) 平成29年度に開設する特別支援学級、通級指導教室について
- 5 出席者

教育長	田中 庸惠
委員	五十嵐 芙美子
委員	小林 正貫
委員	平田 信江
委員	平田 史郎

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松下	大海
教育政策室長	永田	治
生涯学習部長	千葉	貴一
生涯学習部次長	松本	雅貴
学校教育部次長	井上	栄
教育政策課長	牛尾	進一
教育総務課長	板垣	道佳
就学支援課長	木村	泰子
教育施設課長	戸佐	薫
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	川野	修一
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	須藤	治
義務教育課長	小倉	貴志
指導課長	黒木	政継
保健体育課長	佐藤	伸雄
教育センター所長	新田	司

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	室岡	稔
”	副主幹	高井	裕美子
”	副主幹	岡田	靖弘
”	主 任	大島	裕美
”	主任主事	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成28年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告2件、その他4件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第16号「市長の権限に属する事務の補助執行に関する臨時代理の報告について」、報告第17号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規

定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、小林委員、平田信江委員を指名いたします。よろしく願います。続いて、議事進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、五十嵐委員を指名いたします。五十嵐委員、願います。

○五十嵐委員

それでは、「議案」に入りたいと思います。議案第26号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第26号市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について説明させていただきます。議事日程1ページから3ページをご覧ください。市川市教育支援委員会において、第1号委員、耳鼻咽喉科医師山下耕太郎委員より自己都合により辞任願が出されました。つきましては、山下委員を解嘱し、市川市教育支援委員会条例第4条第1項の規定に基づき、耳鼻咽喉科医師星慎一委員を委嘱したいので委員会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。よろしいでしょうか。他に質疑がないようですので、議案第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○五十嵐委員

全員挙手ですので、本案は原案のとおり可決いたしました。ありがとうございました。つぎに、「その他」に入ります。「(1)平成28年9月市議会定例会について」の説明をお願いいたします。教育次長願います。

○教育次長

はい、教育次長でございます。お手元に別冊3、その他(1)平成28年9月市議会定例会報告をご用意いただければと思います。9月議会は、平成28年9月2日(金)から9月29日(木)までを会期として開催されました。教育委員会に関する議案は、議案第20号「市川市使用料条例の一部

改正について」でございます。市川公民館に新たに会議室を設置することに伴い、その使用料を定めるものですが、賛成多数で可決されております。3以降ですが、教育委員会所管の質問につきましては、3会派より代表質問、5名の議員より一般質問がなされました。本日は時間の都合上、主な質問事項について報告いたします。ご報告する箇所には、太い下線を付しておりますのでご参照いただければと思います。まず、4の代表質問でございますが、3会派よりなされました。主なものを報告いたします。まず、1ページをご覧ください。無所属の会からの質問ですが、二つ目の丸、「DVの防止に向けた取り組みと今後の進め方について」でございます。子どもたちをDVから守るために、暴力に関する教育をどのように行っているか、また、学校におけるDV早期発見の取り組みについて質問がございました。答弁では、下線部のとおり、特に道徳教育や人権教育では、単に知識の教授に終わらず、子どもたち自身が考えたり話し合ったりする場面を意図的に設定し、心を育てる教育を重視していること、その下ですが、学校におけるDVの早期発見については、日々子どもたちと直接関わっている教師の気付きが重要であり、関係機関とも連携し、教職員の研修を行っていることや、子どもたちの身体の傷など気になることがあれば、担任から管理職に報告し、学校から関係機関に通告する体制も整っている旨答弁しております。続いて、2ページから4ページにかけては、自由民主党から「健康教育」について、清風会から「曾谷貝塚の公有化」について、それぞれ質問がありましたが、本日は割愛させていただきます。続いて一般質問でございます。5名の議員より質問がございました。主なものをご報告いたします。5ページをご覧ください。公明党・堀越議員の一つ目の丸、「子どもの貧困対策法及び生活困窮家庭自立支援法に基づく生活困窮家庭の子どもへの教育・学習支援事業について」質問がございました。答弁では、「校内塾・まなびくらぶ」において学習支援を行っていることを説明し、下線部をご覧くださいと思いますが、生活困窮家庭の子どものみを対象にしたものではないが、授業料の負担がなく、誰でも気軽に参加することができることから、結果として保護者の経済的な負担軽減につながっているものと認識していること。また、その下ですけれども、この「校内塾・まなびくらぶ」を「生活困窮家庭の子どもに対する事業」として位置付けてしまうと、参加のしやすさといった点で弊害も生じることから、既存の事業の中に生活困窮家庭への配慮を加えた形で今後も各事業の充実に努めてまいりたい旨答弁しております。駆け足で恐縮ですが、続いて6ページをご覧ください。日本共産党の桜井議員からの質問でございますが、一つ目の丸、「就学援助の実施状況、制度の周知方法及び支給時期について」でございます。この質問も「子どもの貧困対策」に関するものですが、答弁では、下線部をご覧ください。まず、実施状況については、本市における平成28年8月末現在での就学援助認定者数は2,654人で、その内訳は、要保護

が395人、準要保護が2,259人で、認定率は8.3%となっている。なお、過去3年間の認定率はおおよそ9.0%前後で推移していること。その下ですが、周知方法についてですけれども、前段部分は中略しますが、三行目あたりに、さらにというところから読み上げますが、今年度から関係する生活支援課、こども福祉課、行徳支所福祉課に協力いただき、窓口で「就学援助制度の案内文書」の配布を始めたところである旨答弁しております。続いて7ページをご覧ください。無所属の会の湯浅議員から、一つ目の丸として、「小学校段階におけるプログラミング教育の取り組みと課題」について質問がございました。プログラミング教育はまだ国の方でも不明確な点も多いところではございますが、国から示されたプログラミング教育をどのように市として捉えているかという質問に対し、下線部のとおり、プログラミング教育とは、子どもがコンピュータを動かすプログラムを作るのではなく、身近な生活でコンピュータが活用されていることやコンピュータの働きを自分の生活に生かそうとする態度を身に付けることであり、問題解決のためにプログラムが作られ、コンピュータが動いていることを論理的に考える「プログラミング的思考」を育むことであること。小学校で従来から重視している読解力や論理的な思考力、問題解決能力等をしっかりと育てていくことがねらいであると捉えている旨答弁しております。また、教員の研修等にどのように取り組んでいくのかという質問に対し、下線部ですが、今後は、先行して取り組んでいる自治体等の情報収集に努め、国の動向を見守りながら、プログラミング教育の実施及び教員の研修等について準備を進めてまいりたい旨答弁しております。続いて9ページをご覧ください。同じく湯浅議員からの質問ですが、一つ目の丸、「小中学校における英語教育の今後の見通しと課題」ということでいくつか質問がございましたが、小学校の授業時数の増への対応についての質問がございました。答弁では、下線部ですが、小学校3年生から6年生の授業時数が1週当たり1単位時間分、増加することが示されているが、文部科学省で現在対応案を検討中であり、市でもモジュール学習も含め、いろいろなケースを検討している旨答弁しております。また、二つ目の丸に、今後の市川市としての取り組みについて質問がございました。答弁では、下線部のとおり、次年度より準備可能なことは進めていきたいと考えている。具体的には「小中連携の在り方」「教材の開発」「ALTや外国語活動指導員の研修」の充実に努め、平成32年度からの全面実施に向けた取り組みを進めてまいりたい旨答弁しております。続いて10ページをご覧ください。駆け足で大変恐縮ですが、民進・連合・社民の佐藤議員から、部活動と教員の多忙化に関する質問がございました。今年の8月1日に放送されたNHKのクローズアップ現代で、部活動の実態「ブラック部活」が取り上げられことを受け、市川市内で同様の実態がないか、生徒側の視点、教師側の視点での質問がございました。まず、一つ目の丸、「生徒の側からみた「ブラック部活」

の実態について」ということで、答弁では、下線部のとおり、練習時間については、各校が日没を目安にした最終下校時刻を校内で統一しており、朝練習も登校時刻が決められているなど、際限なく活動することがないように配慮されていること、また、部活動を実施しない「休養日」の設定も行われていることを答弁しております。また、その下ですが、体罰や言葉による暴力等は、絶対に許されない行為として教育委員会も学校へ指導している。各校の管理職も十分理解しており、行き過ぎた指導であると思われる場合は、速やかに対応していると認識している旨答弁しております。続いて、二つ目の丸、「教師の側からみた「ブラック部活」の実態について」ということで、ここも下線部を読み上げますが、部活動の指導に対して強いストレスを感じている教員の存在が明らかになっていること、その下、顧問教員の多くは、このニーズに応えるために、休みなく部活動指導に取り組んでいるのが実情であること。さらに、本市では「複数顧問配置の奨励」や「外部指導者招聘の支援」など、教員の負担軽減を目的とした対応策を講じるとともに、定期的な休養日を確保するため、教育委員会主導で、月曜日の朝練習と水曜日の放課後の部活動は行わないとする「ノー部活タイム」の設定に向けて準備を進めている旨答弁しております。最後に11ページをご覧ください。「教師の多忙化解消や部活動の問題に関わる国の動きへの対応について」質問がございました。答弁では、下線部ですが、教員の多忙化が全国的な問題となっている現状の指導体制では、中略いたしますが、二行目の後半あたり、新しい学習指導要領への円滑な移行や、複雑・困難化する教育課題に適切に対応することは難しいと考えていること。そのため、国による教職員定数の改善が必要不可欠であり、実現が図られるよう、本市としても支持していきたいこと。また、部活動の問題については、文部科学省において、部活動の負担を大幅に軽減するため、休養日の明確な設定等を通じた部活動運営の適正化や、部活動指導員の制度化・配置など部活動を支える環境整備を推進するといった方針が示されたところ、その下、こうした国の動きに対応し、教育委員会主導で「ノー部活タイム」を設定し、定期的に休養日を確保することや、外部指導者を配置するなど教員の負担軽減に努めている旨答弁しております。議会報告は以上となりますが、割愛させていただきました質問も含めまして、ご質問等ございましたら、所管課長より回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質疑はございませんか。はい、小林委員。

○小林委員

すいません。教えていただきたいことと、どうなっているかということで、公明党の堀越議員からの質問で、校内塾・まなびくらぶを、今活用している

生徒はどのくらいいらっしゃるのかということと、それから、放課後保育クラブに通っているお子さんは、両親が共働きで、支援が必要なお子さんが多いと思うのですけれども、行徳地区ですと、非常に放課後保育クラブに通っているお子さんが多いようですが、その子たちはまなびくらぶでも30分ですとか、勉強の時間がとれるとお聞きしたのですけれども、どのくらい保育クラブの子どもたちがまなびくらぶに参加しているのか、概略だけでも教えてくださいいただけますか。

○五十嵐委員

ありがとうございました。指導課お願いいたします。

○指導課長

はい、指導課長でございます。本年度はまだ全てまとめておりませんので、昨年度の実績でお答えさせていただきます。昨年度登録者数、小学校の方は4,157名、中学校1,755名でございます。延べ人数、小学校で参加しましたのが、51,019名、中学校で7,749名でございます。それから、放課後保育クラブの子どもがどのくらいまなびくらぶに参加しているのかということですが、データはとっておりませんが、参加することは可能ですので、まなびくらぶは、だいたい3時から4時ぐらいまで行っておりますので、そこに参加して、その後、放課後保育クラブの方に行く子どもたちもいるものと思われま

○小林委員

分かりました。できたら、どのくらいのお子さんたちが、保育クラブの子どもたちがまなびくらぶに参加しているのか、いつか教えてください。私は、そういった子どもたちが、この前も教育委員会で言いましたが、保育クラブは、勉強を教えるという趣旨とは違うようだとおっしゃっていましたが、その時間の何%かをまなびくらぶに変えたらいいかと思っています。教えてください。

○指導課長

分かりました。学校の方に調査をかけて調べさせまして、ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。はい、平田委員。

○平田信江委員

同じ保育クラブ、まなびくらぶの件なのですけれども、先日、幸小にお邪魔しまして、まなびくらぶについてお話をお伺いしたのですが、まなびくらぶで勉強をしたいというお子さんを対象に当然やっていらっしゃるのですけれども、やはり、自分から学びたい、何か知識を得たいと思っている子どもたちは、非常に積極的に参加している。ただ、周りから教師もしくは親のほうから、うちの子はちょっとやったほうがいい、もうちょっとまなびくらぶ

でやったほうがいいのかというお子さんに関しては、本人のやりたいという意思の低さがあるために、勉強をしたい子たちの邪魔をしてしまったり、騒いでしまったりですとか、そういった関係があるということで、幸小では、本当にやりたい子だけを集めて、今現在やってみたところ、非常に落ち着いてまなびくらぶができたとお伺いしました。それはそれで、すごくいいことだなと思ったのですが、ただ、本当はこの子にまなびくらぶを活用してほしいというところはどなるかという風に心配しております。恐らく、市内色々な学校で、色々な事情を抱えて、今このまなびくらぶをこれからどういう風にしていくのかという課題があると思いますが、教育委員会としてどういう風にまなびくらぶを進めていくのかというところをお伺いしたいと思えます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。

○教育次長

ありがとうございました。まなびくらぶですが、平田委員がおっしゃられたように、本来学んでほしい子がなかなか参加していただけないような状況、あるいは、その保護者も含めて理解がなかなか充分ない状況がありますので、教育委員会としては、このまなびくらぶが、非常に成果も含めて、非常に良い取り組みなのですからということを、積極的にアピールできるように引き続き取り組んでいきたいと思っております。3年目を迎えておりますので、そろそろ施策の成果、課題というものをしっかりと見ながら、進めていきたいと考えております。以上です。

○五十嵐委員

ありがとうございました。その他よろしいでしょうか。はい、平田委員。

○平田史郎委員

質問というよりも、お願いなのですけれども、ブラック部活ですとか、教師の多忙化という件についてです。総合教育会議の席でも申し上げましたけれども、色々なもので、事務的な手続も含めて、教員の負担をなるべく軽くしてあげていただきたいと思います。やはり、忙しい先生、熱心な先生は、それはそれでよろしいのですけれども、やはり、若いときには、成すべきことがあります。若い先生は恋もしなければいけませんし、自分なりの人生、一生の趣味を持ったりですとか、そういう時間を若いうちにある程度もたせることが、私は、一人ひとりの教師の人間力を育てることになると思えます。俗にいう、昔から提灯学校という言葉がありましたけれども。提灯学校とそうでない学校の子どもの学力の差はないということでございますので、どうか、人を増やすのはお金がかかるかもしれませんが、事務の簡素化等で、色々工夫をして、若い先生に心にゆとりが持てるような環境を作ってあげていただきたいと思いますということでお話をしました。よろしく願います。

○五十嵐委員

ありがとうございました。はい、義務教育課長。

○義務教育課長

今、おっしゃっていただいたように、教職員の中でも、当然、ワークライフバランスが非常に大事だと思っております。教育委員会としても、今回の「ノー部活タイム」や「ノー残業デイ」を含めまして、事務量の軽減、学校を支援してまいりたいと考えております。

○五十嵐委員

ひとついいでしょうか。先日、小林委員と第七中に行ったら、第七中の吹奏楽部の部活動の指導者は、外部指導者だったのですが、外部指導者というのは学校で見つけるのでしょうか。それとも、教育委員会に登録をされているのか、教えてください。

○義務教育課長

指導者自体は学校の方で適任者を見つけまして、あとは、教育委員会の方でその方たちへの支援体制というものはございます。なかなか教員だけでは難しい現状は確かにございます。

○五十嵐委員

例えば、どのような部活が外部指導者なのですか。

○義務教育課長

それは教育委員会の方で、データがありますけれども、細かいことは手元にはないのですけれども。

○指導課長

文化系の方は主に吹奏楽部がメインでございます。あとは、体育の方がございますので、保健体育課にまわします。

○保健体育課長

保健体育課でございます。運動系につきましては、中学校の部活動だけではなくて、小学校の社会体育の方の運動の部活動に準ずる活動にも外部指導者が入っております。主に、小中合わせまして、小学校はサッカー、バスケットがほとんどでございます。中学校になりますと、バスケット、柔道、サッカー、野球、パドミントン、様々な競技によって外部指導者が入っております。現在、運動系は53名ほど市内でいる状況でございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。それでは続きまして、「(2)市川市幼児教育振興審議会からの答申について」の説明をお願いいたします。

○教育政策課長

はい、教育政策課長でございます。それでは、市川市幼児教育振興審議会

からの答申について報告させていただきます。議事日程の4ページからお願いいたします。少々説明が長くなりますが、お許しいただければと思います。まず、本年4月20日に「公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについて」、市川市幼児教育振興審議会に諮問いたしました。その後、3回にわたる審議が行われ、10月19日に同審議会から答申がありましたので報告させていただくものでございます。資料は、議事日程4ページから12ページでございます。答申書の構成は、まず答申文がございまして、本文の内容は、基本的方針一部見直しの背景、諮問事項の審議内容、その他として審議会からの参考意見、最後に参考資料となっております。それでは答申内容の報告をさせていただきます。まず4ページでございます。諮問事項につきましては、1.公立幼稚園のあり方に関する基本的方針の一部見直しについてということで、(1)「公」の役割に人材育成機能の役割を位置づけることについて、(2)教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めることについて、でございます。それに対する答申は、(1)につきましては、「幼児教育の質の向上の取り組みを強化するため、「公」の役割に人材育成機能の役割を位置づけることが望ましい。」また、(2)につきましては、「幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため公立幼稚園の適正規模を定めることは必要である。」ということでございます。続きまして、議事日程5ページをお願いいたします。中段以降、2以降のところでございます。まず、「2.「公」の役割に人材育成機能の役割を位置づけることについて」でございます。こちらにつきましては、答申文にございましたように、「幼児教育の質の向上の取り組みを強化するため、「公」の役割に人材育成機能の役割を位置づけることが望ましい。」ということでございます。その他といたしまして、6ページをお願いいたします。人材育成の取り組みを公立幼稚園内に限らず、公立・私立の幼稚園・保育所・認定こども園が連携した研修の実施や交流の充実、研究成果等の情報共有を行うこととされたい、という意見もございました。また、これらの取り組みにあたりましては、教員が子どもと向き合う時間が減らないよう、教員に負担がかからないような体制とするなどの配慮が必要であるとの意見もございました。続きまして、3でございます。「3.教育効果を維持するための公立幼稚園の適正規模を定めることについて」でございます。こちらには、先程答申文にありましたとおり、「幼児期の教育にふさわしい環境を維持するため公立幼稚園の適正規模を定めることは必要である。」ということでございます。その他といたしまして、7ページの中段をご覧ください。どの程度の集団規模が必要なのかという点についても審議会で検討を行いまして、1学級の人数はおおむね20人～35人が適正であるとの結論に至りました。また、同学年の学級数については、2学級(複数学級)はあったほうがよいという意見もございました。また、適正規模を維持するために適切な対応を図ることは当然であるが、特に、適正規模を下回り、以後の園

児数の増が見込まれないなど休廃園の対応をせざるを得ない場合には、保護者の幼稚園選択に支障が出ないように配慮する必要があるとともに、対応の過程で単学年となる場合は近隣園等と連携し異年齢児交流を積極的に行うなど、教育環境の著しい低下を招かない対応が望ましいということでありました。続きまして、8ページをお願いいたします。こちらは、審議会におきまして諮問事項の審議を進める中で、関連する課題につきましても議論が行われましたことから、今後の幼児教育振興施策を展開するにあたっての参考意見としていただいたものでございます。まず、「(1) 幼児教育の振興体制の整備」でございます。いただいたご意見は、子ども・子育て支援新制度の趣旨をふまえ、より総合的・効率的な幼児教育の振興体制を整備されたいということ、なお、組織の一元化を図る場合にあっては、今後も教育の専門性を有する教育委員会が幼児教育の質の向上に継続的にかかわり、市長部局と連携し取り組みを進められるよう体制を整備されたいということでございます。次に、「(2) 基幹園の扱いについて」でございます。これにつきましては、平成22年に決定された基本的方針をふまえ、3園を基幹園として残し公の役割を果たすものとするとしながらも、幼児期にふさわしい教育環境の担保は全ての公立幼稚園において求められるため、基幹園においても適正規模を下回る場合は公の役割を果たすことを前提として、その取扱については今後の課題とするとのご意見をいただきました。最後に、「(3) 就学前における特別支援教育の充実について」でございます。これにつきましては、特別支援教育の一層の充実が必要となっていることをふまえ、市内の公立・私立の幼稚園・保育所・認定こども園が連携し、市全体の就学前における特別支援教育をさらに充実できるよう取り組みを進められたいとのご意見をいただきました。答申の報告は以上となりますが、併せて、今後の対応につきましてご説明させていただきます。今後は、この答申をふまえて、平成22年に教育委員会として定めました、公立幼稚園に関する基本的方針の一部見直しを行ってまいりたいと考えております。つきましては、関係部署と調整を図るとともに、見直し方針案につきましては、12月に勉強会、来年1月の定例教育委員会にて委員の皆様にご審議いただくことを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。報告は以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、何か質問はございますか。8ページの、審議会一元化を図るなど、新制度の趣旨をふまえて、教育委員会が関わり、市長部局と連携しながら取り組むというところで、教育委員会が公立幼稚園の入園に関することはやっていますが、その辺をどのようにとらえたらよろしいのか、教えていただきたい。

○教育政策課長

新制度に伴いまして、市長部局と教育委員会の公立幼稚園に関する役割と

というのは、だんだんと変化しております。今現在は公立幼稚園の入園関係と保育料の徴収に関しては、市長部局で行っております。教育委員会の方で行っておりますのは、公立幼稚園の管理に関することと、先ほどもありましたとおり、重要な点といたしまして、教育に関することは、教育委員会で行っております。

○五十嵐委員

教育課程ということでもいいですか。実践の部分で。

○教育政策課長

そうですね。幼稚園は学校の一部といたしますか、学校でありますので、教育に関することは引き続き教育委員会で行ったほうがいいということはございます。

○五十嵐委員

分かりました。教育委員会がやっているのは、公立幼稚園だけですね。幼児教育振興審議会では、色々な部署の人が委員として入ってはおりますけれども。

○教育政策課長

幼稚園だけではなく、保育園も公立保育園も私立保育園の先生方と保護者の方も一緒に入っております。

○五十嵐委員

その辺の内情はご存知なのでしょうか。

○教育政策課長

はい。

○五十嵐委員

分かりました。よろしくお願ひします。あと、その辺の一体化とか、一緒に研修するというのは、いつも達成されてないというところで、課題として残っていますが、それにも関わらず、さらにここで打ち出すということでしょうか。あり方に対しての指針なのでこれでいいとは思いますが、具体的にどう進めていくのかが毎年毎年の課題なので、その辺をどこでどのようにとらえればいいのかでしょうか。

○教育政策課長

研修については、幼稚園と保育園で、合同で行ったりと、色々取り組みはしております。今回、質の向上ということで、そのためには、より一層のそういった取り組みが必要だということで、具体的にどういう取り組みをとというのは、これから、今回答申をいただきましたので、方針をたてて、方針に基づいて具体的にどういったことができるのか、今後考えていかなければいけないと思っております。

○五十嵐委員

本当にやらないと、うたうだけで、事が済んでしまっていると思うので、

実際やっている人たちは本当に必要だと言っているから、出てくるのだけでも、遅々として進まない現状ですね。うまくいく方法があればいいですよ。色々と条件が違うので難しいことは分かります。ありがとうございました。それでは、続いて「(3)平成28年度「新成人の集い」(成人式)」についての説明をお願いいたします。

○社会教育課長

はい、社会教育課長でございます。議事日程の13ページをお願いいたします。平成28年度「新成人の集い」(成人式)について、概要が決定いたしましたので、ご報告いたします。本年度の開催日時は、平成29年1月8日、日曜日、午前11時から、開催場所は、市川市文化会館です。新成人の対象者数は、平成8年4月2日から平成9年4月1日に生まれた方で、10月現在、4,401名でございます。次に、1. 企画運営組織ですが、本市の成人式は、新成人を中心とした実行委員会が企画・運営し、「新成人の集い」(成人式)を開催してまいります。本年度の式典テーマは、「百花斉放」で、様々なことが一斉に本領を発揮することで、二十歳になった新成人が皆、一斉に様々な可能性や能力を発揮して新たに進んで行くことをイメージし、この言葉が式典のテーマとして決まりました。次に、2. 式典等の構成ですが、午前11時より始まり、先ず、和太鼓によりますオープニング。そして、市長祝辞、来賓紹介、実行委員会による企画映像、実行委員により新成人挨拶を行い、式典終了は12時を予定しております。3. 式典当日の催事は、新成人の小学6年・中学3年当時の担任の先生によりますビデオメッセージのコーナー、そして、着物の着付け直し・茶席体験コーナーも、例年通り設置を予定しております。4. その他としまして、成人式の記念品ですが、実行委員会の選定により、個人情報保護スタンプということで、押すだけで個人情報を隠すことができるスタンプを予定しております。平成28年度「新成人の集い」(成人式)についてのご報告は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何かそれにむけて困っているようなことはございませんか。順調にいらっていますか。

○社会教育課長

はい。

○五十嵐委員

分かりました。それでは、1月8日、出席の方よろしくをお願いいたします。他にはよろしいでしょうか。続きまして、「(4)平成29年度に開設する特別支援学級、通級指導教室について」の説明をお願いいたします。

○義務教育課長

はい、義務教育課長でございます。最初に大変恐縮でございますが、資料の訂正をお願いいたします。最後の14ページをご覧ください。一覧表があ

りますが、学校名が塩浜小学校となっております。ここを、塩浜学園、前期課程・後期課程と読み替えていただけますでしょうか。それから、資料の一番下の部分に、平成28年度開設予定ありますが、29年度の間違いでございますので、ご訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。それでは、ご報告いたします。本市では、計画的に特別支援学級、通級指導教室等の増設・充実に努めておりますが、次年度は中国分小学校に情緒の特別支援学級と第五中学校に情緒の通級指導教室を新設する予定でおります。理由といたしましては、自閉症や情緒障害に関する北部地区の需要が高まっているということでございます。特に中国分小学校では情緒の通級指導教室が既に設置されているものの、特別支援学級での指導が必要な児童も多い現状がございます。そこで中国分小学校では、既存の通級指導教室を残しつつ、新たに特別支援学級を新設することで、通級指導教室での指導が必要な児童と特別支援学級での指導が必要な児童それぞれのニーズ応える体制をつくってまいります。また、このことは、多様な学びが求められているこれからの特別支援教育のモデルとしても意味が大きいものと考えております。また、第五中学校に新設予定の通級指導教室は、他校の生徒が通ってくる従来の形式だけではなく、教員が近隣の学校に赴き、巡回しながら支援をする、巡回方式の指導も併せて行う予定であります。これも新たな指導の形として効果を期待するものであります。なお、現在、中国分小学校、第五中学校、共に、保護者より入学希望をいただいております。担当部署と連携を図りながら設置に向けているところですが、最終的な設置の可否につきましては、県教育委員会の回答まちというところがございます。以上でございます。

○五十嵐委員

ありがとうございました。何か質問はございますか。同じ学校に、ましてや情緒の教室と学級ではごっちゃにならないでしょうか。情緒というそれ自体もとてもはっきりしないので。

○義務教育課長

同じ学校にあえてした理由ですが、通級指導教室と特別支援学級は、ニーズ、指導方法、形体が違うのですが、そのところの区別がなかなか難しいという現状がございます。そこであえて同じ学校にすることによって、学級での指導と通級指導教室での指導との違いを明確にさせる必要があると、これがひとつございます。それから、多様な学びということに関しては、これからの課題なのですけれども、子どものニーズが、あるときは通級指導教室、そして、その子の状態が違う状況になれば、特別支援学級あるいは通級指導教室よりもっとよい状況になれば、一般教室での指導と、このように、子どもが行ったり来たりできる状況というのが望ましいということが、これからの特別支援教育でございますので、そのために学校で、モデルとして今回設置する予定ということでございます。

○五十嵐委員

分かりにくいので、混乱しないように。情緒、障害名が、自閉的な、アスペルガーとか、こちらはLDとか、多少棲み分けが出てくるだろうと思いますが。

○義務教育課長

そこは、丁寧に説明できるということが大事だと思っております。

○五十嵐委員

そうですね。間違いやすいので。知的には、ふたつともノーマルな子たちの範疇なので。

○義務教育課長

充分留意して行います。

○五十嵐委員

お願いいたします。子どもを大事にすることはいいことだと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○教育長

これより、報告第16号に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外は、退席をお願いします。教育次長、各部長・次長、教育政策室長、社会教育課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人なし。】

○教育総務課長

それでは、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

議事を再開いたします。報告第16号「市長の権限に属する事務の補助執行に関する臨時代理の報告について」の説明をお願いいたします。

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

○教育長

それではこれより、報告第17号に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により指定する方以外の入退席をお願いします。教育次長、各部長・次長、教育政策室長、義務教育課長、教育総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人なし。】

○教育総務課長

それでは、再開をお願いいたします。

○五十嵐委員

議事を再開いたします。報告第17号「市川市公立学校職員の懲戒処分発令内申に関する臨時代理の報告について」のご説明をお願いいたします。

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

非公開事案

(市川市教育委員会会議規則第38条第3項のただし書きの規定による)

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○教育長

これをもちまして、平成28年11月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時 閉会)